

第1回 船用エンジンにおける NOx 放出量確認試験の適切な実施に係る検討会

1. 日時 2025 年 4 月 16 日（水）13:00～15:00
 2. 場所 中央合同庁舎 3 号館 9 階 海事局 第 5 会議室
 3. 議事概要
- 冒頭、宮武海事局長より、以下の趣旨で挨拶があった。
 - 今回の事案は、悪意があれば不正が可能な状況であったことを示しており、そのような構造的な課題を重く受け止めている。今後、環境規制の一層の強化が見込まれる中、不正の動機は特定の企業に限らず広く存在し得る。したがって、コンプライアンスを確保するための仕組みを抜本的に見直す必要がある。行政として、制度や対応の在り方を検討し、再発防止につなげていきたい。そのために、本検討会における有識者の皆様の知見とご協力を賜りたい。
 - 規約に基づき高崎委員が委員長に選任された。
 - 船用エンジンメーカーによる不適切事案および国土交通省が講じた措置について、事務局より説明があり、質疑および意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。
 - 現在の海防法の規制の全体像を確認した上で、過不足を整理すべき。罰金規定は存在するが、メーカーに対する業規制や報告・監査に関する規定は整備されていないのでは。
 - 今回の不正行為は、検査の回避を目的としたものか、それとも顧客への虚偽説明を目的としたものか、動機の分析が必要である。
 - 他分野における不正対策では、可能であれば改ざん防止の「ハード対策」を講じ、それとあわせて「ソフト対策」を併用することが多い。
 - すべての計測値を保存することは必須ではないが、改ざん等の操作が行われた場合にその記録が残るような仕組みとすることで、証拠の透明性を高めることが重要である。
 - NOx 放出量試験では、多数の測定値から平均値を算出するなどの処理が行われているため、計測の自動化がそのまま不正防止策となるかについては懸念がある。ただし、生データを記録・保存しておくことの重要性は高いと考えられる。
 - 「人」「会社」「場（部署等）」の各レベルで、求められる対応や対策の不足を検討すべき。
 - 近年は「人」の意識が変わり、内部通報がしやすくなっている一方で、会社として通報に基づき調査を実施できるかどうかは、組織の風土に依存する。内部の声を拾う体制を整えている企業に対しては柔軟な対応を、そうでない企業には厳正な対応を検討すべきではないか。
 - 国として講じるべき対策の方向性（案）について、事務局より説明があり、質疑および意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。
 - 排ガス関係の規制のみを強化した場合、制度全体のバランスを欠く可能性があることから、法体系全体の整合性を考慮するべきではないか。また、条約を根拠とする制度であることから、日本独自の対応には一定の制約があることにも留意すべきではないか。
 - メーカー側が環境対策の重要性を十分に認識していなかった可能性がある。安全性や製品の耐久性が重視される傾向がある中で、顧客要求の高度化への対応も課題となっている。
 - 他業界においても、「顧客のため」といった動機によって不正行為が正当化されるケースがあり、不正の「動機の正当化」を許容しない仕組みづくりが求められる。

以上